

第11号議案

公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに関する条例の件
公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに関する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第59条第2項の規定に基づき、公立大学法人神戸市看護大学(以下「法人」という。)の成立の日とその職員となるべき本市の職員に係る内部組織を定めるものとする。

(職員の引継ぎ)

第2条 法第59条第2項に規定する条例で定める本市の内部組織は、神戸市看護大学条例を廃止する条例(平成31年 月条例第 号)による廃止前の神戸市看護大学条例(平成7年12月条例第36号)第1条に規定する神戸市看護大学とする。

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。

理 由

公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに係る本市の内部組織を定めるに当たり、条例を制定する必要があるため。

(参 考)

地方独立行政法人法 ぬきがき

(職員の引継ぎ等)

第59条 略

- 2 移行型一般地方独立行政法人（一般地方独立行政法人であってその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該一般地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。